

農地転用書類一覧

(事業内容により提出が必要な書類)

【事業内容】

- ①一般住宅・農家住宅・分家住宅・貸家住宅・住宅付帯施設（倉庫・住宅に附帯した農業用倉庫・車庫・通路等）
- ②建売住宅・集合住宅・宅地分譲（住宅地造成、工場団地造成、流通団地造成）
- ③農業用施設（養豚・養鶏・牛舎・養魚場・集出荷場 等）
- ④資材置場
- ⑤駐車場
- ⑥社会福祉施設・公的施設（老人ホーム・特別養護老人ホーム・老人保健施設・障害者施設・保育所・幼稚園・病院 等）
- ⑦工場、事業所、倉庫、事務所、店舗等
- ⑧一時転用
- ⑨特定建築条件付売買予定地
- ⑩太陽光発電設備

※當農型太陽光発電設備を設置する場合、「當農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」に基づく書類が別途必要になります。

- ⑪植林、山林

※内容に応じて下記以外の書類の提出が必要な場合があります。

◎：原則として添付

●：申請書に必要事項を記載の場合、省略可

▲：備考に記載した条件に合致する場合、添付

	必要書類	提出	部数		取得先	備考
			正	副		
1	①構造図 ②平面図 ③立面図	◎ ◎ ▲	写し	写し	申請者等	【添付対象】 ①～⑪ で建物・施設を建設する場合 ●建物・施設の用途がわかる図面を添付 ●③について、隣接農地への日照影響を及ぼすと考えられる場合、添付。
2	事業計画書	●	原本	写し	申請者等	【添付対象】 ②～⑨ ③の場合、以下の記載に加え、復元後の図面を添付。 ・農地への復元方法 ・復元後の作付計画
3	宅地建物取引業免許証	◎	写し	写し	宅建業者等	【添付対象】 ②、⑨
4	不動産（土地）売買契約書（案）	◎	写し	写し	宅建業者等	【添付対象】 ⑨
5	①・②のいずれか ①九州電力との系統連携承諾通知書（系統連携に係る契約のご案内）または工事費負担金請求書 ②経済産業大臣による再生エネルギー発電設備認定通知または事業計画認定通知の写し	◎	写し	写し	申請者等	【添付対象】 ⑩ ※余剰売電を行う低圧10kw未満の発電設備と、自家消費専用の場合、①・②とも不要。
6	パワコン構造図（パンフレットでも可）	▲	原本	写し	申請者等	【添付対象】 ⑩ ●1～①構造図を添付していない場合、添付。
7	植林事業計画書	◎	原本	写し	農業委員会	【添付対象】 ⑪